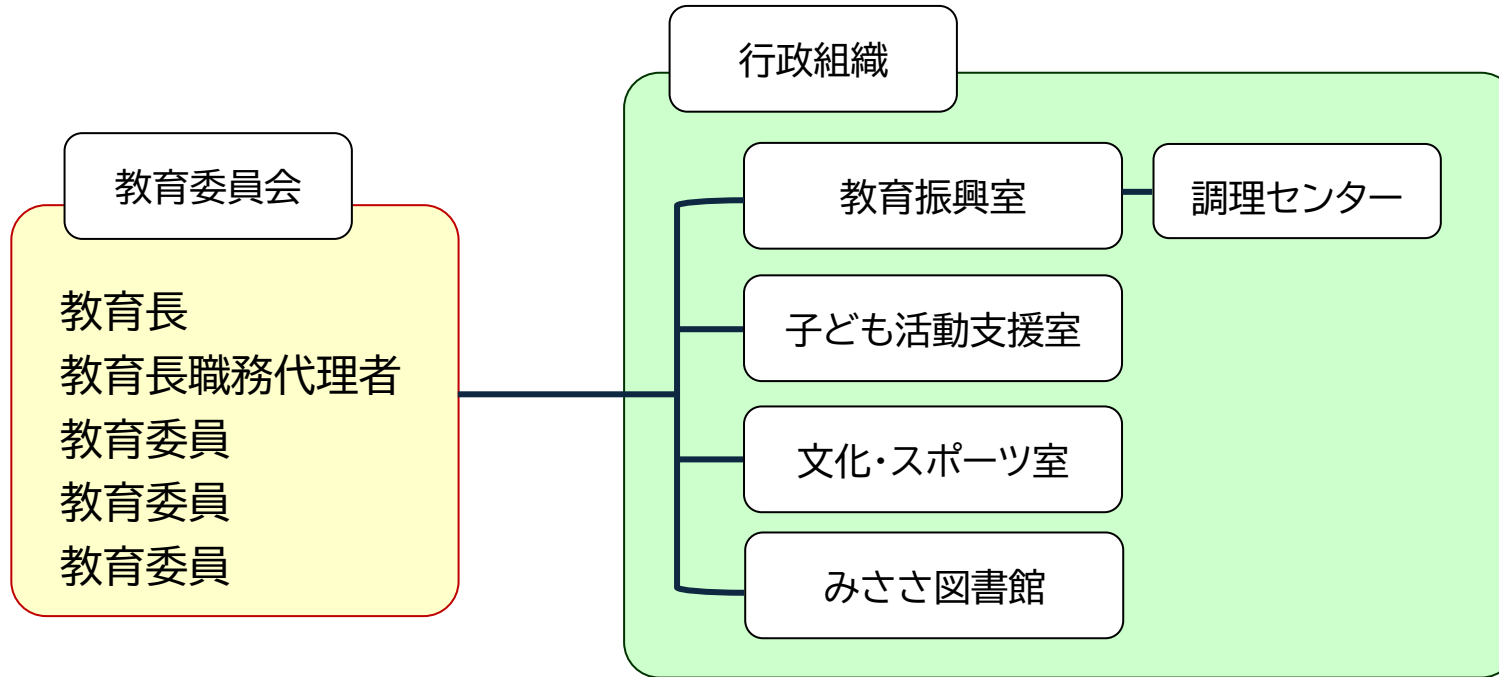


本町の教育委員会と行政組織



教育委員会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育長と4人の委員からなる合議制の執行機関として、本町の学校教育・社会教育（生涯学習）・スポーツ・文化材等に関する業務を所掌しています。

又、本町の教育行政組織は、学校教育関係を所管する教育振興室（調理センター含む）、社会教育・青少年育成を所管する子ども活動支援室、体育、文化財関係を所管する文化・スポーツ室、町立みささ図書館により構成されています。